

「なりた子育てガイドブック」官民協働発行事業者募集要項

市民の子育てに役立つ情報をより分かりやすく提供するため、市の業務内容、各種手続き等に係る行政情報および地域の生活情報等を掲載した、「なりた子育てガイドブック」を発行するにあたり、官民協働発行事業者を選定するためのプロポーザルを次の通り実施する。

1. 業務概要

1-1. 事業名称

「なりた子育てガイドブック」官民協働発行事業

1-2. 業務内容

別紙仕様書の通り

1-3. 発行時期

2021年6月、2022年6月および2023年6月

1-4. 選定期間

本協定締結から3年間（2023年度版発行分まで）

2. プロポーザル参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者または民事再生法に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (3) 手形交換所による取引停止処分を受けて2年間を経過しない者または本事業者募集開始の日の前6か月以内に手形、小切手を不渡りにした者でないこと。

3. 手続き

3-1. スケジュール

- | | |
|------------------|---------------|
| (1) 公募開始 | 令和2年 9月23日（水） |
| (2) 質問書の受付期限 | 令和2年10月 7日（水） |
| (3) 質問書に対する回答期限 | 令和2年10月16日（金） |
| (4) 参加申込書の受付期限 | 令和2年10月23日（金） |
| (5) 企画提案書などの提出期限 | 令和2年10月30日（金） |
| (6) 選定結果の通知 | 令和2年11月上旬 |
| (7) 協定書の締結 | 令和2年11月中旬（予定） |

ただし、各実施日については、事務上の都合により変更できるものとする。

3-2. 質問および回答

本プロポーザルに関する質問については、次の通り受付および回答を行う。

(1) 質問書受付期限

令和2年10月7日（水）午後5時

(2) 提出方法

- ・質問書（第1号様式）により、Eメール（kodomo@city.narita.chiba.jp）で提出し、電話で受信確認を行うこと。
- ・件名は「プロポーザル質問書（法人名）」とする。
- ・電話などによる口頭での問い合わせには対応しない。

(3) 質問書に対する回答期限

令和2年10月16日（金）

(4) 回答方法

なりた子育て応援サイト内、なりた子育てガイドブックプロポーザルのページ（<https://narita-kosodate.jp/docs/2018091600014/>）で回答を掲載する。

3-3. 参加の申し込み

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の通り書類を提出すること。

(1) 参加申込書受付期限

令和2年10月23日（金）午後5時（必着）

(2) 提出場所

成田市健康こども部子育て支援課 担当：鈴木あずさ・石橋祐季
（成田市役所 本庁舎2階）

〒286-8585 成田市花崎町760

(3) 提出方法

参加申込書（第2号様式）により、Eメール（kodomo@city.narita.chiba.jp）で提出するか、FAX・持参または郵送とする。

なお、いずれの方法においても、未着・遅延などが発生した際は、理由の如何を問わず本市は責任を負わない。

(4) 提出書類

- ・参加申込書（第2号様式）1部

なりた子育て応援サイト内、なりた子育てガイドブックプロポーザルのページ（上記URL）にファイルをアップロードしています。ファイルをダウンロードし、上記提出方法により提出してください。

3-4. 企画提案書の提出

(1) 企画提案書提出期限

令和2年10月30日（金）午後5時（必着）

(2) 提出場所

成田市健康こども部子育て支援課 担当：鈴木あずさ・石橋祐季
（成田市役所 本庁舎2階）

〒286-8585 成田市花崎町760

(3) 提出方法

持参または郵送とする。

なお、郵送の場合は未着・遅延などが発生した際は、理由の如何を問わず本市は責任を負わない。

(4) 企画提案書の様式

企画提案書は自由様式とする。ただし、用紙サイズは、原則としてA4判とする（図面、資料などについては必要に応じてA3判とし、折り込むことは可）。

(5) 企画提案書記載事項（記載の順序は問わない）

①協働事業についての考え方および目的

②製作体制（総括責任者および担当者を記載すること）

③本市との連絡体制（担当部署、人員など）

④事業スケジュール

⑤「なりた子育てガイドブック」の内容

ア) 発行ページ数（総ページ数、うち行政情報および地域情報ページ・広告掲載ページの割合）

イ) 規格

ウ) 掲載記事案（行政情報、地域情報、その他の情報など）

エ) 紙面デザイン又は成果物の見本

⑥広告掲載予定数、広告募集計画（募集手順など）、広告掲載方法（広告と行政情報および地域情報を明確に区別するための工夫など）

⑦当該事業と同様の事業実績

⑧その他PR資料

(6) 提出部数

正本1部・副本6部

（正本は押印のあるもの。副本は押印のあるものを複写したもの。）

(7) その他

提出された企画提案書の内容について、本市から問い合わせを行う場合がある。

4. 協働発行业者の選定

4-1. 選定趣旨

本事業は、行政と民間事業者などの協働事業として取り組むものであり、公平性および公正性が求められることから、それらを十分に理解し、業務実績、実現性、信頼性などを総合的に審査し、最も優れた者を公募に応じた事業者の中から選定する。

4-2. 選定方式

(1) 方法

公募型プロポーザル方式とし、企画提案書による書類審査により評価し、選定するものとする。

(2) 選定手順

- ・評価基準の各項目について事業者を評価し、順位付けを行う。
- ・合計点数が最も高い事業者を優先交渉権者とする。上位者の合計点数が同点となった場合は、項目ごとに比較し、「企画提案の内容」、「協働事業の理解度・積極性」、「類似事業の実績」の順で高い者を選定する。それでもなお上位者の点数が同点であった場合は、多数決により決する。また、2番目に高い者を次点候補者を選定し、最高点の提案者が辞退した場合は、次点候補者を繰り上げるものとする。
- ・審査対象事業者が1者のみとなった場合でも審査は実施し、審査した結果、平均50点未満の場合は協働発行业者として選定しないものとする。
- ・協働発行业者の決定後、選定結果、各提案者の順位、評価点数等（選定されなかった者については、その名称を除く。）の選定の経過については、なりた子育て応援サイトにて公表する。

(3) 評価基準

次の3つの観点から総合的に評価し、最も評価の高い事業者を選定する。また、評価基準の項目および配点（100点満点／委員）は次の通りとする。

- | | |
|------------------------|-----|
| ①企画提案の内容 | 70点 |
| ・製作体制 | |
| ・事業スケジュール | |
| ・「なりた子育てガイドブック」の全体構成 | |
| ・広告掲載予定数、広告募集計画、広告掲載方法 | |
| ②協働事業の理解度・積極性 | 20点 |
| ③類似事業の実績 | 10点 |

(4) 選定結果通知

選定結果は、全参加者へ郵送にて通知するものとする。なお、選定結果についての問い合わせなどについては応じない。

(5) 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- ・企画提案書の提出期限に遅れた者
- ・提出書類に虚偽の記載をした者

5. 協定書の締結

協働発行事業者として決定された者は、本市と「なりた子育てガイドブック」の協働発行事業に係る協定を締結するものとする。

6. その他

- (1) 企画提案書は1者につき1案のみとする。
- (2) 書類提出後の追加および修正は認めない。また、提出された書類は返却しない。
- (3) 提出書類の作成にかかる費用については、提案者の負担とする。
- (4) プロポーザルは協働候補者の選定を目的に行うものであり、協定後の業務においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。
- (5) 提出された企画提案書などは、本事業の選定以外に無断で使用しない。ただし、公平性、透明性を期すために「成田市情報公開条例」などの関連規定に基づき公開することがある。